

年金記録訂正請求に係る答申について

関東信越地方年金記録訂正審議会
(東京都担当部会)

平成 28 年 7 月 8 日 答申分

○答申の概要

年金記録の訂正の必要があるとするもの 1件

厚生年金保険関係 1件

厚生局受付番号 : 関東信越(東京)(受)第1501847号
厚生局事案番号 : 関東信越(東京)(厚)第1600121号

第1 結論

請求者のA社における別表1の第1欄に掲げる請求期間①から⑪までに係る標準賞与額については、それぞれ別表1の第2欄に掲げる標準賞与額に訂正することが必要である。

別表1の第1欄に掲げる請求期間①から⑪までに係る標準賞与額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律(以下「厚生年金特例法」という。)第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額としてそれぞれ記録することが必要である。

事業主が請求者に係る別表1の第1欄に掲げる請求期間①から⑪までに係る標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでない認められる。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和34年生
住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : ① 平成15年12月29日
② 平成16年7月30日
③ 平成16年12月29日
④ 平成17年8月12日
⑤ 平成17年12月29日
⑥ 平成18年7月31日
⑦ 平成18年12月29日
⑧ 平成19年7月31日
⑨ 平成19年12月28日
⑩ 平成20年7月31日
⑪ 平成20年12月29日

A社に勤務した期間に支給された請求期間①から⑪までの標準賞与額の記録がない。厚生年金保険料が控除されていることが給与支給明細書で確認できるので、調査の上、年金額に反映するよう記録を訂正してほしい。

第3 判断の理由

請求者から提出された賞与に係る給与支給明細書により、請求者は、別表1の第1欄に掲げる

請求期間①から⑩までにおいて、A社から賞与を支給され、厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

一方、厚生年金特例法に基づき標準賞与額を決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額又は請求者の賞与額のそれぞれに見合う標準賞与額の範囲内であることから、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、別表1の第1欄に掲げる請求者の請求期間①から⑩までに係る標準賞与額については、上記給与支給明細書により確認できる厚生年金保険料控除額又は賞与額から、それぞれ別表1の第2欄に掲げる標準賞与額に訂正することが必要である。

なお、事業主が請求者の別表1の第1欄に掲げる請求期間①から⑩までに係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主からは、請求期間①から⑩までに係る請求者の届出や保険料納付について、回答が得られず、これを確認できる関連資料及び周辺事情はないことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が請求どおりの厚生年金保険被保険者の賞与額に係る届出を社会保険事務所（平成22年1月以降は、年金事務所）に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情がないことから、行ったとは認められない。

別表 1

第1欄	第2欄
請求期間	標準賞与額
① 平成 15 年 12 月 29 日	1 万 4,000 円
② 平成 16 年 7 月 30 日	20 万円
③ 平成 16 年 12 月 29 日	19 万円
④ 平成 17 年 8 月 12 日	22 万円
⑤ 平成 17 年 12 月 29 日	22 万円
⑥ 平成 18 年 7 月 31 日	23 万円
⑦ 平成 18 年 12 月 29 日	25 万円
⑧ 平成 19 年 7 月 31 日	25 万円
⑨ 平成 19 年 12 月 28 日	25 万円
⑩ 平成 20 年 7 月 31 日	25 万円
⑪ 平成 20 年 12 月 29 日	27 万 4,000 円